

令和4年度（2022年度）第3回豊中市消費生活審議会 議事要旨

日 時：令和5年（2023年）2月9日（木）13時30分～14時30分

場 所：豊中市立生活情報センターくらしかん3階 会議室

委 員：赤松委員、武田委員、水上委員、曾谷委員、熊本委員、東委員、大峠委員、
西村委員

事務局：高橋、濱政、吉良、木場、布目、市町、小林

○開会

- ・部長挨拶
- ・会議成立の報告（Web出席2名を含め8名出席、傍聴者2名）

○議事

議題1 会長の選任

議題2 意見公募手続の結果等に関する変更点について

○配布資料

【資料1-1】意見公募手続結果

【資料1-2】意見公募手続後 新旧対照表

【資料1-3】法改正による修正

【資料2】豊中市消費者教育推進計画中間見直し（改訂版）

【資料3-1～5】豊中市消費生活相談状況（速報）

【資料4】くらしのレポート2023(案)【令和4年度（2022年度）消費生活事業実施状況】

【参考資料】豊中市消費生活審議会規則

豊中市消費生活審議会委員名簿

豊中市消費生活審議会の会議の傍聴要領

くらしの情報No.337

【発言内容】

事務局：それでは、会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただく。

早速だが、本日の会議の進め方については、お手元に配布のとおりである。

まず、議題の1だが、当審議会規則第4条第1項に『審議会に会長及び副会長を置く』、また、同条第2項に『会長及び副会長は、委員の互選によって定める』との規定がある。会長の選任について、お諮りする。いかがか。

委 員：〇〇委員を推薦の声

事務局：〇〇委員との声があるが、お願いすることにしてよろしいか。

委 員：異議なし

事務局：異議なしとの発言があったので、お引き受けいただけるか。

- 委員：承知した。
- 事務局：了承をいただいたので、会長を決定する。では、会長よろしく申し上げます。
それでは、議長を交替する。
- 委員：引き続きよろしくお願ひしたい。先程事務局の話にもあったとおり、コロナ禍での新しい生活様式、成年年齢の引き下げに伴う世の中の変化とそれとともに平成28年に改正された特商法の5年後見直しが動いたりもしているので消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、ここで議論できたらと思う。
- 委員：それでは、議事を進める。消費生活審議会規則第4条2項の規定により、副会長を互選することになっている。みなさんいかがか。
私は、〇〇委員にお願ひしたいと思うが、みなさんいかがか。
- 委員：異議なし
- 委員：異議なしとの意見があったが、お引き受けいただけるか。
- 委員：承知した。それでは引き続き努めさせていただきたいと思う。
- 委員：副会長の了承をいただいたので、当審議会の副会長を決定する。
それでは、副会長、簡単にご挨拶いただきたい
- 委員：先程会長からご説明いただいたが、昨今の法改正や社会状況に鑑み、引き続き消費者行政については注視していかないといけないところかと思っているため、皆様と様々な議論をしたいと思う。宜しくお願ひしたい。
- 委員：それでは、議題2に入る。
議題2 意見公募手続の結果等に関する変更点について
事務局から報告願う。

事務局：【資料1-1】意見公募手続結果をご覧いただきたい。

令和4年12月5日から令和5年1月6日までの期間実施した。意見公募手続の結果であるが、電子メールで1人6件のご意見、所管課への直接提出が2人4件のご意見。合わせて3人、10件のご提出があった。市民等の区分別人数の説明は省略する。

続いて【資料1-2】意見公募手続後 新旧対照表をご覧いただきたい。

左から2列目が提出意見の概要となる。その隣が市の考え方を示したものになり、また、ご意見を踏まえた修正内容を記載している。

修正内容に関しまして、【資料2】豊中市消費者教育推進計画中間見直し<改定案>の1ページ、データをご覧の委員は5/48ページを確認願う。No.2の環境用語の併記について、エコの文言を削除した。19ページ、データでは23/48ページも同様に削除している。

No.3新型コロナウイルスの影響では、2ページ、データでは6/48ページを確認願う。こちらも、ご意見の趣旨を踏まえ、修正するとともに用語解説、ページ番号は振ってないが、後ろから2ページ目、データでは47/48ページの「巣ごもり消費」について追記している。

No.4市民活動情報サロンについても、24ページ、データでは28/48ページ、こちらもお意見の趣旨を踏まえ、修正するとともに用語解説、ページ番号は振っていないが、後ろから3ページ目、データでは46/48ページの「市民活動情報サロン」について追記している。

No.6倫理的消費（エシカル消費）の用語解説についても、ページ番号は振っていないが、後ろから1ページ目、データでは48/48ページの「倫理的消費（エシカル消費）」について追記した。

最後に法改正による修正について【資料1-3】法改正による修正をご覧ください。

こちらは、3ページ、データでは6/48ページとなる。「消費者契約法」及び「独立行政法人国民センター法」の一部法改正による修正及び「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」が制定されたことにより、時点修正した。

以上で議案2、意見公募手続の結果等に関する変更点の報告を終わる。

委員：ただ今、事務局から報告があったが、これは、今年の10月5日に開催された第2回審議会において前期委員の皆さまと共に作成した素案に対する意見公募手続の結果を反映したものだ。委員の皆さま何か感想などいただけるか。

委員：いろいろご意見いただけたという事で非常に良いことだと思う。修正案について内容はこれでよいと思う。1点だけ大変些細なところで恐縮だが6番目のご意見への修正で用語解説を変えているかと思うが、本文のところでは環境に配慮した消費活動、必要な食品を必要な分だけ購入、必要な時の分だけという意味合でよいか。本当に細かいところで申し訳ないが購入で揃えられていて、きれいな形だが何回か購入することとしたほうが日本語としてよいかと思う。

事務局：承知した。

委員：そのほか、新委員の方々いきなりとなるが何か意見はあるか。

委員：ここの意見で非常に細かく言葉の定義など真剣に考えていて感銘をうけた。また、それに対応されて職員の方々もそれを忠実に反映するということでも良い印象を持った。

委員：他の委員は、いかがか。

委員：率直に消費者に向けて、こういう細かい修正があったことで、より分かりやすくなり良いと思う。率直すぎるが、言葉一つ一つ文言だけではなく、ひとつの一例でいうとエコという言葉は一般的に使っている言葉だが、実はそのエコにはいろんな意味があり、省エネを指したいのであれば、受け手からすると誤解を生む場合があるので、より具体的にエコの中の消エネに対してだというのが受け手としてわかりやすく大変参考になり、言葉がわかりやすいと思う。

委員：その他ご意見はいかがか。
委員：全体的に非常にわかりやすく書かれているなど感じている。
委員：なるべく伝わるようにという方向でやってきて結果がいい評価を頂けた。これでいきたいと思う。感謝する。

委員：それでは、次の案件に移りたいと思います。

議題3 令和4年度（2022年度）の豊中市消費生活相談状況及び豊中市消費者教育推進計画の進行管理について、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、令和4年度（2022年度）の豊中市消費生活相談状況について説明する。資料3-1「契約当事者・年代別件数」を確認いただきたい。4月1日から12月末の9か月間の「契約当事者・年代別件数」の令和4年度と令和3年度の比較。相談件数全体としては、「36件、1.6%」の微増となっている。年代別の増減としては、昨年と比べて全体的に増加しており、年代別での特長は特にないように感じている。強いてあげるなら、18歳未満・18歳・19歳・20歳代の構成比がすべて増加となっている。このことについては、今年度、令和4年4月1日より成年年齢が引き下げられたことが少なからず影響していることも考えられる。これらの年代からの相談については、今後、相談内容などを注視していきたいと考えている。資料の下段に「月別相談件数」と「括弧書きで新型コロナ関連の相談件数」を示している。新型コロナ関連の相談件数については、令和2年度の同時期には230件の相談があったが、令和3年度は80件、そして今年度は35件に減少している。また、相談の内容についても、当初は「マスク」や「アルコール消毒液」などの商品が購入できないといった相談が主な内容だったが、最近では「コロナに感染して連絡が遅れ解約ができなかったのに、事業者から商品代金の支払いを求められている」と言ったものや、「コインパーキングを利用していたが、コロナに罹患したため10日間出庫できずにずっと止めていたところ、高額な料金の支払いを求められた」など、コロナに感染したことによる契約上のトラブルに関する相談が多くなっている。また、昨年度であれば第6波、今年度であれば第7波の時期には、イベントや旅行のキャンセルに関する相談が増加する傾向が伺える。続いて、資料3-2については、昨年度と比較して大きな特長がないので説明を割愛したい。続いて、資料3-3をご確認いただきたい。商品・役務別相談件数についてであるが、これはまさに相談の内容を表したもので、こういった「商品」、こういった「役務」に関する相談が多いのかというのを表した集計である。今年度、大きく増えているのが「理美容」に関する相談である。この、上位KW（キーワード）大きな分類では「理美容」という分類になっているが、さらに細かい分類では「エステ」に関する相談となる。これは、比較的大きなエステ店の経営破綻や経営不振が影響したもので、20代や30代を中心に、多くの相談

があった。その内容としては、「通い放題の脱毛エステ店が、報道で経営困難になったと知り、中途解約をしたいが連絡が取れない」といったものや、「半年前に中途解約の手続きをして3か月後に返金すると言われたが、いまだに返金されず、連絡も取れない」といった内容となっている。最も多い「化粧品」に関する相談について、令和2年度の同時期の相談件数は82件であったので、この2年間で約2倍となっている。相談の内容としては、「初回限りとなっていたので申し込みをしたところ2回目の商品が届いた」といったいわゆる「定期購入」に関する相談となっている。この「定期購入」に関する相談については、昨年6月に特定商取引法が改正され、相談件数は減少傾向になりつつあるように感じているが、一方で新たな悪質な手口も出てきており、引き続き、周知・啓発が必要と感じている。下段の「内容等キーワード件数（上記KW集計）」と資料3-4「商品（大）分類別件数」については、昨年度と比較して大きな特長の変化がないのでこちらも説明を割愛する。最後に、資料3-5「契約当事者年代別商品・役務別件数（上位20位）」をご覧ください。こちらの資料は全国共通のシステムから出力される集計である。先ほどの「資料3-3」をさらに年代別にしたものである。こちらを見ていただくと、年代によって相談の内容が違っていることがわかりやすいと思う。時間の都合上、全ての項目をここでご説明することはできないが、各年代の相談の内容は順位に現れているように思う。例えば、先ほども説明した「理美容（エステ）」に関する相談は、20歳未満と20歳代では最も多く、30歳代では2番目であるのに対して、40歳代では16位、50歳代以降ではランク外となっている。ここにある「キーワード」と相談の中身が直接結びつかないので、少し分かりにくいところがあると思うが、このあとのご意見・ご質問の中でご発言頂ければ幸いだ。以上で令和4年度の相談状況の説明を終わる。

事務局：消費者教育推進計画の進行管理について、資料4のくらしのレポート2023（令和4年度消費生活事業実施状況）を使い今年度取り組んだ事業について説明したい。時間の関係上、主な取り組みについて説明する。

なお、このくらしのレポートは、年度ごとに消費者啓発事業や消費生活相談状況および年間を通じておこなった外部向けの会議についてまとめたものとして毎年度HP等で公表しているが、今回は12月末現在の消費者啓発事業及び情報提供実施状況のみをお配りしている。次回の審議会では令和4年度の取り組みをまとめたものをお配りするので、ご了承いただきたい。

では、まず初めに1ページをご覧ください。

1. 消費者啓発講座等について、消費生活セミナーを実施した。今回のテーマは「消費者目線での金融商品の選び方」「シルバー世代を狙う悪徳商法」とし、参加者は合計36名だった。「いろいろ参考になりました」「具体的にわかりやすかった」などのご意見を頂戴した。

次にくらしのひろば（移動消費者教室）については、計9回、参加人数は144名であった。例年、豊中商工会議所さまよりご依頼を頂戴し、新社会人の方を対象とした出前講座のほか、地域コミュニティの集まりなど地域に出向き、消費者被害や特殊詐欺についての注意喚起を行った。

また、広報戦略課受付の出前講座「契約の基本と悪徳商法の手口について」を市民に向け開催した。

次にくらしの教員セミナー、学校における啓発事業について説明する。

くらしの教員セミナーは学校における子どもの消費者教育の推進を図るために、小・中学校の技術・家庭科の経員を対象に、消費者問題等について学習するセミナーである。学校における啓発事業は、学校における子どもの消費者教育の推進及び消費者被害を未然に防ぐために学校現場へ出向き、講座を実施している。講師はNPO法人C・キッズ・ネットワークへ委託している。今回は12月までの開催日のみの掲載となっているが、1月・2月にも多く開催しており、2月9日現在、全体で開催予定数は81回、全体の受講者予定数は2,320人に増える予定である。また、小学校・中学校の各生徒に1台ずつタブレットが配布されていることにより、一部の学校においてはタブレットを使用してアンケートの回収を行うなど、少しずつではあるが、デジタルの活用を検討している。

今年度の特徴としては、9月に豊中支援学校、10月に刀根山支援学校において初めて出前講座を開催した。当日は職員と相談員で見学させていただいた。

今回、参加する生徒以上にたくさんの教員の方にも一緒に講座を受講していただいたこともあり、比較的にリラックスして講座を受講しているようだった。

中には反応が薄く、目を合わせてくれない生徒も一部いたが、ほとんどの生徒は大事なテーマということもあり、熱心に聞いてくれたと思う。

今回は、ほとんどの生徒がスマートフォンを持参していることや、支援学校を卒業したら一人暮らしをする予定の生徒もいるため、これからネットでの買い物や介護ヘルパーの方と一緒に外出して買い物をする機会も増えるので、その際に利用するクレジットカードやスマホ決済の注意点を教えてほしいとの要望があったために実現したものである。

今回をきっかけとして、来年度以降も引き続き支援学校においても消費者教育の推進に取組みたいと考えている。

また、くらしのひろば事業ではございませんが、千里青雲高等学校におきまして、豊中市こども未来部こども政策課が主催する「子育て・子育て支援に関するヒアリング」に参加し、1グループ6人～7人の高校生に対して、質問に回答していただくという形式で行われました。各部署共同での実施ということもあったことから質問内容も多く、当課の質問だけ詳しく回答していただくという事はできませんが、「令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたこ

とを知っているか？そのことについて、良いと感じること、不安に感じることはあるか？」と言う質問に回答していただいた。

成年年齢が 18 歳に引き下げられたことは全員知っているとの回答があり、そのことについて、良いと感じること、不安に感じることはあるか？という質問に対しては

- ・ 1人でできることが増えて行動範囲が広がることになるが、間違っただけを
してしまふ恐れがある。
- ・ まだ知識が完全にはない状態なので、犯罪に巻き込まれる危険性がある。
- ・ 1人で契約できることは良いことだが、個人の責任が増えてしまふ。
- ・ 親の同意がなくても家を借りることができるようになるが、責任の重大さが
大きくなる。

といった良いと感じるよりも不安が上回っているという印象を受けた。

今年度は消費者教育推進計画の中間見直しの年となっていた関係もあり、高等学校における講座等が実施できなかったが、来年度以降も引き続き高等学校における消費者教育推進に取り組みたい。

「高齢者への消費者教育」については、くらしのひろば（移動消費者教室）及び特殊詐欺被害防止セミナーを行った。特殊詐欺被害防止セミナーは3年前より行っており、最近では参加者が低迷していたが、開催場所近辺にチラシをポスティングしたところ、思っていた以上に反応があり申込が増加した。また、出前講座の開催団体におきましては、校区福祉委員会や地域包括支援センターなど地域において見守っていただく方々に高齢者が狙われる特殊詐欺について啓発を行ったところである。

次に、生活情報ひろば・講座をご覧いただきたい。

コロナ禍でリモートワーク、巣ごもり需要が増え、ネット購入などデジタル化が急速に進む中、高齢者に人気のあるスマホや金銭に関する講座、マイナンバー、マイナポイントとキャッシュレスに関する講座など、とよなか消費者協会を核としたくらしかん登録グループにより開催した。

特殊詐欺被害防止セミナーについては、市内で増加する特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に実施しており、特殊詐欺の手口の紹介や実際の犯人の声を聞き注意を促すとともに簡易型自動録音機を配付し注意喚起を行った。

消費者啓発講座等の詳細につきましては、1ページから8ページに記載しているので、後ほどご確認いただきたい。

2. 消費者啓発イベントについては、例年5月の消費者月間行事でのセミナー開催や、駅頭での悪質商法追放キャンペーンなど、啓発を行っていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。また、10月に開催するくらしかん祭りも同様に中止となったが、代替イベントとしてくらしかんフェアを開催した。

3. 情報提供については、情報誌の発行や啓発物品、情報発信したものを挙げているので、またご確認いただければと思う。

重点取り組みである関係機関等との連携・協力の一つとして、庁内連携の中で、高齢者を見守る介護保険事業者が集まる会議などに参加し、契約トラブルの紹介や特殊詐欺被害の注意喚起を行った。また、特殊詐欺の被害防止には、警察との連携が欠かせないことから、特殊詐欺被害防止啓発用として警察がデザインしたポケットティッシュを作成や、今年度も引き続き、郵便局、警察署と連携し、年賀状の束の一番上で目立つようなチラシを各戸配布したほか、前述した特殊詐欺セミナーやくらしのひろばでも制服を着た警察官とともに講座を実施するなど、連携を強化している。

このことで高齢者本人だけでなく、家庭での話題にとして、子どもや孫世代にも特殊詐欺の被害の現状を知ってもらい機会になってもらえたらと思う。今後も地域の輪を広げていくため、取り組む必要があると考える。有効な取り組みを考え、少しでも多くの人に啓発することにより被害が最小限になるよう努めたいと思う。

以上、消費者教育推進計画の進行管理、主な取り組みについての説明を終わる。

最後に、新しい取り組みとして、先ほど事務局より相談概要について説明したが、中でも若者世代の相談の上位にある相談事例などを紹介した動画を作製し、(TikTok) にて配信している。内容は成年年齢引き下げ、マルチ商法、エステローンに関する動画である。ご覧いただきたい。

委員：ただ今、事務局から令和4年度の豊中市消費生活相談状況と豊中市消費者教育推進計画の進行状況について説明があったが、ご質問・ご意見をいただきたい。

委員：最初の説明で気になった点であるが、資料3-3商品・役務別相談件数で理美容・エステの相談で、大手のエステ会社の倒産による影響と伺った。中小企業の支援現場では、ちょうどコロナでいろんな融資制度で資金調達をして何とかつないでできているところが多いが、いよいよ融資制度が終わりになり、これから返済借り換えが始まっていく中で、事業を継続するかあるいはもう廃業するか判断が迫られてくる業者が増えてくるのではないかと聞かれて

いる。まさにこういうサービス業など、コロナで打撃を受けた企業がなかなか思うようにお客さんが戻ってこない中で資金ショートする可能性が大きくなってきて、与信面で警戒を強めるように言われている。そういう点ではエステがそういう原因だったかはわからないが、サブスク契約でもって資金を得られるがそれが続かなくなってまさに預かったままで倒産してしまうという可能性がある。なかなかその注意喚起が難しい。注視していただく必要があると考える。経営支援面の方からはかなりその辺を金融機関とも連携しながら早め早めに相談を頂いてサポートしていく流れになってきている。業種とかはバラつきがあるので今日は詳しく説明できないが一つの現れかなと思っている。消費者のほうに影響が出ないようにうまくソフトランディングできるように企業側のサポートにも力を入れないといけないと思って聞いていたところである。

委員：府との比較などあるか。それ以外でも構わないが何か今回の報告でご意見などあるか。

委員：感想と質問を一点ずつ聞きたいと思うが

くらしのレポートの中で教員セミナーとか教員対象の研修なり学校現場での講座とか、消費者教育がしっかりできていて、良いことだと思うのが1点相談状況で大阪府のもまだ4年度の全貌について集計できていないわけではないが、定期購入とわからずの相談がかなり多く、6月に特商法が改正されて定期購入についてもいろいろ表示が詳しくなったはずだが、定期購入が多い。豊中市も先ほども定期購入の話が出ていたが化粧品とか消費一般とかは定期購入に関する相談が多いという理解でよいか。

事務局：そうだ。定期購入に関しては少し質が変わってきたかなという認識を持っている。今までは表示、申込する段階で見落とししていた、表示が分かりにくくてというような形であり、どちらかというと事業者に責任があるのかなという相談が多かったように感じていた。それが最近は消費者側の見落としによるもの、消費者側の責任で生じたトラブルによる相談が増えてきているように感じている。件数を見ても、以前は特定の事業者に対する相談というものがかなり多かったが、最近はそういった事業者の偏りはなく、定期購入全般のトラブルが増えていると感じている。また、数字としては高止まりしたように感じている。

委員：私もまったく同感である。府の相談員が相談内容を突き詰め、事業者のサイトを見ていくと分かりやすいとは言えないが、ちゃんと書いており、消費者サイドの見落としも結構多いかなと実感している。それらについても啓発をしていかないといけないが、事業者サイドの問題もあるので豊中市のほうでも事業者サイドの度重なる問題があれば注意喚起しているといった具体的な処置はあるか。

事務局：それについては何も手が付けられていない。

委員：私のほうから今の定期購入に加えての質問だが、消費者の見落としという部分になって事業者もちゃんとしてきたというところはいいところだが、少し前あたりからクーポン出てきて、クーポンクリックしたら内容変えられてみたいなことがあった。あの様な手口は相変わらず今もあるのか

事務局：今もある。いろんな業者のほうから特別なコースという事で見ていくとクーポンでさらにお得になるという形で。最近多いのは縛りがなく、次回商品お届けの何日前までに連絡入れてもらえればいつでも解約できるという事になっているが、そういったクーポンなどが表示されている場合は、縛りがあるコースが残っている感じである。

事務局：補足すると、先ほどの消費生活相談状況の説明のなかで、新たな悪質な手口も出てきたという説明をしたが、それが今のクーポンのことである。このクーポンについてはいったん申し込みをしないと画面には表示されず、消費者センターが後から事実確認をすることができないようになっている。申し込みの際に画面のスクリーンショットを消費者がわざわざ残しているということもほとんどなく、結果、事業者の規約どおりに契約せざるを得ないという手口である。

委員：その他何かご意見ご感想はあるか

委員：感想としては、最後の動画は非常にコンパクトにできていて、若い人もとつきやすくして良いのかなと思う。ああいうものがあると非常にいいと思う。中身的なところはエステの件に関して他の委員からも少し話が出てきたと思うが事業者のほうで倒産してしまうというケースのトラブル。そういうことも出てきているという事で契約を締結する際のトラブルや、解約の際のトラブルさらにその先の話になってくると思うが、法律の分野で言うと倒産の話になってくる。自分も全然そこらへんは専門外のところだが、究極的には事業者のほうで倒産してしまった場合、消費者が大きなお金を払っているとそれが戻ってこないという危険がある。そこらへんも消費者教育で倒産の細かい知識は教える必要はないと思うが、その辺のリスクが究極的にはあり、解約できてもお金が戻ってこない危険がある。そこら辺を周知していく。その部分は法律の世界の基本なので債権者の負っているリスクとして、これからは教育・周知していく必要があるのかと感じたところだ。

委員：その他はいかがか。

委員：3ページの学校における啓発事業について高校はできなかったという話だったが、小学校は市内に何校あるのか。

事務局：市立41校 私立は箕面自由学園が1校ある。

事務局：市立は41校だが南部地域での再編があり、少し減少している。

委員：承知した。全部の小学校を回っているわけではないのか

事務局：私立を含め全ての小中学校に4月と10月にプログラムなどを送付し、申込みを頂戴しているところである。

- 委員：市の方からのお知らせではなく、希望に対して応えているという事か。
- 事務局：希望に対して応えているという事になる。
- 委員：全校にまんべんなくという事はしていないか
- 事務局：全校に声がけはしているが、担当教諭によっては、自分が授業で伝えるからという先生もいるし、専門的なことを生徒に伝えることで、知識が増えたことを感謝し、次年度も呼んでくださる先生もいる。
- 委員：幼少期からの知識は大きくなって積み重ねられていくと思うので、可能な限り市内の全校に行ってほしいと感じた。
- 事務局：貴重なご意見感謝する。
- 委員：ほかに意見はあるか。
- 委員：啓発講座の活動は非常に大事だと思う。学校のほうでは千人を超える方々に対しての啓発が実施されているという事は非常にいいことだと思う。一方で消費生活セミナーや出前講座やくらしの教員セミナーというのが少し人数的に非常に少ない、これはリアルであると人数が少なくなるというのは皆さん都合があるかと思うので、その日、その時間に会うという事は難しいかもしれないが、今はオンライン会議でもできるような時代なので、せっかく素晴らしい啓発講座があるならオンラインを使ってもっと多くの人に広めることができれば、良いと感じた。
- 事務局：今後に向け、検討していきたいと思う。
- 委員：私も講座・出前の説明を聞き、たくさんの方をこれだけの人数の方に啓発しているのだと思った。継続をお願いしたいと思う。提案になるのか分からないが、先ほど意見でもあったように、まず相手に伝えるやり方は世代ごとのデータもあったりして、小中学生、幼少の時の教育であれば先ほど言われた通りリモートでの開催だとか、ちょっとシニアの世代に対して内容が変わってくるだろうが、そういったところはリアルを中心にとか、例えば商業施設、ピンポイントに出入りが多いという事で商店街の一角や、あくまでも可能かは分からないが、小売りの立場であれば、当店にも数千人の顧客が来店されている中で、土日やシニアに向けた内容、特設会場で事前告知をして、ここはあくまでも個人的な考えであるが、一回の会場のアウトプット、効果もいいのではと思う、ぜひ提案とまではいかないかもしれないが、連携というところで単独ではなく先程からも警察の方や地域との連携を考えるのであれば、そういったところとも一丸となって出来ればもっと広がりがあるのではないかと思った。
- 委員：つまり事業者と連携できるか
- 委員：例えば、当店は商店街に位置して営業しているが、約60年の歴史のある小売りで、その活性も含めての来店動機。当社がではなく商店街が、南部が、庄内がという意味でもありなのではないか。支持いただいているお客様の年代が大体高齢、70・80歳なのでくらしかんの講座に興味のある方結構いる

と思う。もしくは親御さんを心配した私たち世代のシニア世代という方が土日利用して、また夕方お仕事が終わった後に講座があるのであれば聞いてみようとかそういうイメージがあるので、ぜひ当店でできるかはわからないがそういったやり方もあるのではないかと思います。

委員：可能性として必要な窓口があればと思う。感謝する。

私からも1点質問したい。

契約者年代別の商品の一覧のところ、50代もそうだが、60代70代あたりに化粧品が多い。たぶん定期購入でのトラブルかと思う。先程の話にもあったが、高齢者って意外とスマホ好き。スマホを使って定期購入にパッと飛びついている。それに比べると20代30代40代は意外と化粧品はそんなに多くはないので、ネットなどで定期購入って危険と啓発されていたところにアクセスできている。逆に高齢者の方がスマホとかを持って、定期購入の被害があるという情報が届け切れていないのかと思う。その中で商店街などを使った地道な啓発ができればと良いと思ったので補足させていただく。

委員：皆さんご指摘いただいたとおり私も同感です。一点資料3-5は昨年度一昨年度と比較することは可能か。

事務局：可能である。

委員：話を伺い、資料を見て気になったのは化粧品が昨年度に急増して、今年度も減らずにきている状況で、この辺りどの年代層で多かったのか分かるようならぜひ教えていただきたい。

事務局：今まで年代別っていうところは出してなかったと思うが、このような形で出すことによって年代別の傾向が見やすくなるかと思ったので、引き続き資料をまとめたいと思う。次の令和5年度の第1回審議会でもまたお示ししたいと思う。

委員：おそらく今年度増えた理美容や化粧品も引き続き増加しているところで、もちろん高齢者のところも気になるが、若年層でも上位に上がってきているところかと思う。昨年度、豊島高校のくらしのひろばを実施と記憶しておるが、引き続きそうした若年層向けの機会も継続願いたい。

事務局：1月の末に近くの梅花高等学校で依頼を頂戴していたが、諸般事情があり、3月に延期になった。令和5年度の第1回の審議会では状況等については説明できるかと思う。

事務局：令和4年度については、高校への周知が12月頃になってしまったことで、学校側のカリキュラムがすでに決まっているという理由で断られたところが多かった。その反省を生かし、令和5年度に関しては1学期の初めに、高校とコンタクトを取り1校でも多く出前講座を実施したいと考えている。

委員：これで案件すべて終了したが、そのほかに補足の案件等は無いか。無いようであれば進行を事務局のほうに戻したいと思う。

事務局：議事録作成について説明

事務局：一点報告したい。皆様にご承知いただき、今年度作成しました豊中市消費者教育の推進計画見直したが、来週2月の18日に最終公表します。

○閉会